

総行市第220号

平成20年12月11日

各都道府県住民基本台帳担当部長 殿

総務省自治行政局市町村課長

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の保護のための  
住民基本台帳事務における支援措置に関する事務の適正な執行について

ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者の方の保護のための住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）については、平成16年に、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号）、戸籍の附票の写しの交付に関する省令（昭和60年法務省・自治省令第1号）、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県あて通知）等の一部が改正され、それ以後、これらの省令及び通知等に基づき、各市区町村において対応がなされているところと認識しています。

しかしながら、これまで、一部の市区町村において、職員の過誤により、支援措置による制限が働かず、被害者の方の転出先の情報が加害者に漏れてしまう事案が生じています。

市区町村においては、支援措置に関する事務の処理の状況等を点検の上、引き続き、上記省令及び通知等に基づき適切に対応されるようお願いいたします。

特に、支援措置対象者に対する支援措置内容及び支援措置期間の十分な説明並びに支援措置に関する事務の適正かつ確実な執行を確保するための関係市区町村との連携について徹底を図るよう、改めて対応をお願いいたします。

この旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づき助言します。

貴職におかれては、この旨、貴都道府県内の市区町村に周知されるとともに、その徹底を図られるようお願いいたします。